

感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。）に罹患すると重症化の可能性がある場合や、免疫力が低下している等の感染リスクが高い場合については、大学入学共通テストにおける受験上の配慮として、「少人数の別室での受験」や「受験者1名の個室での受験」を申請することができます。

なお、申請する際には、「(1) 必要な申請書類」及び「(2) 申請の際の留意点」を十分確認して申請してください。

(1) 必要な申請書類（様式はこの冊子にとじ込んであります。）

- ① 受験上の配慮申請書（→39 ページ）
- ② 診断書（病気・負傷や障害等の区分に対応した様式）（→43～52 ページ）
- ③ 状況報告書（別室の設定）（→59 ページ）

(2) 申請の際の留意点

- ① 受験上の配慮申請書（裏面）（→40 ページ）の「㉕肢体不自由・病弱に関する配慮事項、その他の配慮事項」欄の「別室の設定」の「」を黒のボールペンで塗りつぶしてください。

また、「受験者1名の個室での受験」を申請する場合は、上記に加えて、「㉗その他の希望配慮事項等」欄に個室を希望する旨を記入してください。

（「別室の設定」以外にも希望する配慮事項がある場合は、忘れずに申請してください。）

- ② 診断書（→43～52 ページ）には、感染リスク等のために、別室又は個室での受験が必要な具体的な理由を明記してもらってください。

また、「少人数の別室」と「受験者1名の個室」のどちらが必要であるのかを明記してもらってください。

記入例1：▲▲病の治療後であり現在経過観察中であるため、少人数の別室を必要とする。

記入例2：●●病の治療中であり、免疫抑制剤を使用しているため、1名の個室を必要とする。

記入例3：■■病に伴う慢性呼吸障害があり、夜間人工呼吸器療法を行っているため、1名の個室を必要とする状態である。

- ③ 「状況報告書（別室の設定）」（→59 ページ）には、別室での受験を必要とする理由を記入してください。特に個室での受験を申請する場合は、「状況報告書（別室の設定）」裏面の「個室を必要とする理由」欄に、明確な理由を詳しく記入してください。

また、基礎疾患等があることによる感染防止対策として、高等学校等で行っている配慮があれば、「状況報告書（別室の設定）」に、具体的に記入してください。

受験上の配慮事項については、病気や障害等の種類や程度にかかわらず、必要に応じて申請することができますが、申請に基づき、大学入試センターで審査の上、配慮事項を決定します。決定に当たっては、個々の症状や状態等を総合的に判断します。